

平成 18 年 10 月 砥部病院

高齢者こころのケアセンター相談室 ニュースレター No. 6

## 秋のおとずれは「なごみあんさんぶる」のしらべ♪から

平成 18 年 9 月 24 日 砥部病院本館リハビリセンターにて、「祝！敬老 なごみあんさんぶる 特別演奏会～日本歌曲の朝焼け～」が開かれました。「なごみあんさんぶる」はプロ弦楽器のアンサンブルの方々に、当日はバイオリン、ビオラ、コントラバスの 4 名のメンバーが、「赤とんぼ」「ちいさい秋みつけた」「ふるさと」など 8 曲の演奏を無料で聴かせてくださいました。リハビリセンターから外来ロビーまで素晴らしい演奏が響き、診察を待つ方まで「すてきね」「得した気分」と喜んでいただきました。「なごみあんさんぶる」のみなさま本当にありがとうございました。

## 地方祭がやってきた！

砥部町の地方祭は 10 月 6、7 日でした。

10 月 6 日はセンター 5 階で、獅子舞、翌 7 日はお神輿が病院本館とセンター正面玄関にきました。よく練習された太鼓と舞、絢爛豪華な金色の神輿に秋の祭りを堪能しました。獅子舞の締めは、センター長の舞い、神輿のかき手に職員も加わり、神輿の頂点には院長が乗り、病院全体で祭りに参加しました。

秋本番となりました。そろそろ長袖の衣替えのご用意をよろしくお願ひいたします m( )m。

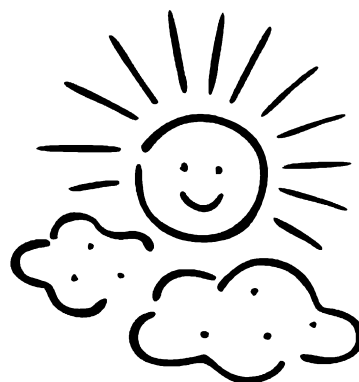
### ❖3階わかば発！



「わかば」では、食前にリビングで軽い体操を始めました。これが好評でそれぞれの階で取り入れております。その日の集まった方の体調や新しい情報を取り入れ、作業療法士と相談しながら、工夫しています。

### ❖2階ひだまり発！

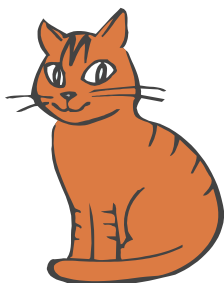
食前体操にプラスし、食前に口腔の体操を加えてみるようにしています。今月初旬までは作業療法士学生 さんがセンター実習で夕食前に取り組んでくれました。どちらの体操もまだ始めたばかりですが、ご面会の折にはぜひごいっしょにご参加ください。



今月から高額療養費自己負担限度額が変更になりました。

『広報まつやま』の記事を裏面に抜粋いたしますので、ご参照ください。

また精神保健福祉法も改訂され、任意入院の入院手続きが、今後は期限毎に必要となるなどの変更がありました。



KUMA のつぶやき（スタッフのケアへの思いをつづります）

祭りの幟（のぼり）は高い階の窓からもよく見えます。「あれはなんぞな？」と聞かれ、「お祭りの幟ですよ。」とお伝えすると「ここからも見えるとは、ありがたい。100まで生きれそう。」と元気なお返事！普段互いに一方通行になりがちな会話がとても弾んだものになりました

編集：砥部病院高齢者こころのケアセンター相談室（文責 武田）

青木（512）・野本（513）・山口（514）・武田（516）

何かお気づきの点がございましたら、ご相談ください。

## 「広報まつやま」参照

### 平成18年10月診療分以降の高額療養費自己負担限度額の変更について 高齢受給者(老人医療以外)の自己負担限度額

区分	個人単位＝同一月で、 個人の外来のみの自己負担限度額	世帯単位＝同一月で、同じ世帯 の高齢受給者の入院、外来の自己負担額を合算したもの
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円) ×1%(注1 44,400円)
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

現役並み所得者とは、一部負担金が3割(9月までは2割)の人(ただし一部負担金が3割の人で経過措置対象者を除く)

区分Ⅱとは、非課税世帯

区分Ⅰとは、非課税で、かつ所得が一定基準に満たない世帯

注1 同一世帯で前12ヶ月間に4回以上の高額療養費の支給を受けるとき、4回目からの自己負担限度額

お問い合わせは、

国民健康保険の人は、住民票のある市町村役場へ、国民健康保険以外の人は、勤務先または保険証の発行機関へお問い合わせください。